NEW Up Date	No	名称	地域_	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	1	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 （第2回）	全国	全国	（空白）	2026年11月02日	2026年12月25日	（空白）	※15時締切 ※申請受付は2026年11月30日(月)	○基本要件 補助事業は、以下の要件を満たす3~5年の事業計画が必要です。 (1)付加価値額要件 付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。 (2)賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させること。 (3)事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。 (4)ワークライフバランス要件 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「両立支援のひろば」で公表していること。 (5)子育て等に関する職場環境整備に向けた取り組み要件 「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと。 (6)金融機関要件 補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。 ○特例措置要件 (1)賃上げ特例要件【要件未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3~5年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと ①「賃上げ要件」の一人当たり給与支給総額基準値に加え、更に年平均成長率＋2.5%（合計で年平均成長率＋6.0%）以上増加させること。 ②「事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に＋20円（合計で＋50円以上）以上増加させること。 (2)地域別最低賃金引上げ特例要件 2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3カ月以上あること。 ○詳細は公募要領をご参照ください。	革新的新製品・サービス枠：2,500万円（3,500万円） 新事業進出枠：7,000万円（9,000万円） グローバル枠：7,000万円（9,000万円） ※括弧内は賃上げ特例適用時の上限額です。 ※各事業枠の補助上限額は従業員数に応じて異なります。詳細は公募要領をご確認ください。	【革新的新製品・サービス枠】 ・中小企業者：1/2（2/3） ・小規模企業・小規模事業者：2/3 ・再生事業者：2/3 【新事業進出枠】 ・中小企業者：1/2（2/3） 【グローバル枠】 ・中小企業者：2/3 ※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用します。詳細は公募要領をご確認ください。	中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。 対象事業枠） (1)革新的新製品・サービス枠： 革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援（単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業には該当しません） (2)新事業進出枠： 既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援 (3)グローバル枠： 海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援	中小企業・小規模事業者等	革新的新製品・サービス枠：交付決定日から10か月以内（ただし採択発表日から12か月以内） ・新事業進出枠：交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内） ・グローバル枠：交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）	https://shinjigyou-monodukuri.smrj.go.jp/overview	○問合せ先： 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金コールセンター
NEW	2	小規模事業者持続化補助金 ＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞ （2次公募）	全国	全国	（空白）	2026年11月02日	2026年12月15日	（空白）	（空白）	○「被災地域」に所在する、令和8年熊本地震の被害を受けた事業者であること 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。 ・自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） ・令和8年熊本地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合 地方自治体が独自に発行した証明書 ※間接被害とは令和8年7月から9月の任意の1カ月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることを指します。 ○下記に該当する事業者は、補助対象外となります。 (1)下記4つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。ただし、補助事業は終了しているものの、様式第14の提出期限が到来していない場合はこの限りではない。 ①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠>」 ④「小規模事業者持続化補助金<創業型>」 (2)「小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）＞」の過去の公募回で採択された事業者（採択を辞退した事業者を除く）。	直接被害：200万円 間節被害：100万円	2/3以内	令和8年熊本地震による災害（令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）により指定された特定非常災害）（以下「令和8年熊本地震」という。）により甚大な被害を受けた地域においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。 こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」（※）を対象とする本補助事業を実施し、商工会・商工会議所の助言も受けながら災害からの事業再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。 ※補助対象者は、熊本県内に事業所等を有し、令和８年熊本地震による被害について公的証明等により確認できる小規模事業者等に限ります。 対象事業） (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、事業再建のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること	○熊本県に所在する、令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等	交付決定日（令和8年7月28日の令和8年熊本地震により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和10年1月31日（月））まで	https://r6.jizokukahojokin.info/kumamoto/	○問合せ先： 商工会連所地区：小規模事業者持続化補助金事務局 商工会の管轄地域：最寄りの商工会
NEW	3	令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型） （5次公募） ※複数年度事業のみ 正式名称） ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	全国	全国	（空白）	2026年11月06日	2026年12月25日	（空白）	（空白）	○（ｉ）工場・事業場型 事業要件） a) 先進枠：資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業 b) 一般枠：中小企業投資促進枠・機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 c)サプライチェーン連携枠：サプライチェーン上の４者以上が共同で立案した設備更新計画を支援する事業 事業要件は「一般枠」「中小企業投資促進枠」と同じ 省エネルギー効果の要件） a) 先進枠：①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上、②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上、③ エネルギー消費原単位改善率：15%以上 b) 一般枠：①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上、②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上、③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 c) 中小企業投資促進枠：①省エネ率＋非化石割合増加率：7%以上、②省エネ量＋非化石使用量：500kl以上、③エネルギー消費原単位改善率：5%以上 d) サプライチェーン連携枠：省エネ率＋非化石割合増加率：５%以上 ○(Ⅳ)エネルギー需要最適化型 SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ※ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入するEMS及び、既存の事業所において、新たな製造ラインやエリアに設置するEMSも対象とする。 ○詳細は公募要領でご確認ください。	（ｉ）工場・事業場型 a) 先進枠 ・複数年度事業：30億円（40億円） ・連携事業：30億円（40億円） b) 一般枠、中小企業投資促進枠 ・複数年度事業：20億円（30億円） ・連携事業：30億円（40億円） c) サプライチェーン連携枠 ・複数年度事業：20億円（30億円） (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：1億円 ※（）内は非化石転換の場合 ※5次公募は複数年度事業のみ公募	（ｉ）工場・事業場型 a) 先進枠 ・中小企業者等：2/3以内 ・大企業、その他：1/2以内 b)一般枠 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内 c)中小企業投資促進枠 ・中小企業者等：1/2以内 d)サプライチェーン連携枠 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内	地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減するためには、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。 加えて、直近の中東情勢により、原油市場が影響を受けて価格が高騰し始めており、エネルギー使用量を削減する省エネ型設備の導入は、一層重要性が増している。 本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち、導入ポテンシャルの拡大等が見込める「先進的な設備・システム」の導入、「機械設計が伴うオーダーメイド型設備」及び「省エネ効果が高い高効率な指定設備」への更新やプロセス改修、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。 ※5次公募においては複数年度事業のみ公募を実施し、単年度事業は対象外。	中小企業者等、大企業、その他（みなし大企業等）	複数年度事業：交付決定日～最終年度の1月末（最長2030年1月31日）	https://sii.or.jp/koujou07r/	○問合せ先：一般社団法人）環境共創イニシアチブ（SII） ○各機械メーカが自社の工作機械を本補助金の補助対象設備にするためには、「設備単位型）」の「(Ⅲ)設備単位型」として事前に申請して登録しておく必要があります。未登録の場合は早
NEW	4	令和７年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（設備単位型） （5次公募） ※複数年度事業のみ 正式名称） ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金	全国	全国	（空白）	2026年11月06日	2026年12月25日	（空白）	（空白）	○事業要件 （Ⅲ)設備単位型（従来枠）：SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した「指定設備」へ更新する事業 (Ⅲ)GX設備単位型（メーカー強化枠）：従来枠の事業要件に加えて、GX要件を満たしたメーカーの指定設備へ更新する事業 （Ⅲ)GX設備単位型（トップ性能枠）：GX要件を満たしたメーカーの設備のうち、SIIが設置した第三者委員会が定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入（更新・新設）する事業 （Ⅱ)電化・脱炭素燃転型　更新：SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した指定設備を用いて、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業 改造：現在使用している設備を水素燃焼可能な設備に改造して脱炭素化を図る事業 新設：新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所又は、既存の事業所に、水素燃料を活用可能な設備を導入して、脱炭素化を図る事業　(Ⅳ)エネルギー需要最適化型：SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ○省エネルギー効果の要件　(Ⅲ)設備単位型/（(Ⅲ)GX設備単位型 更新）①省エネ率：10%以上,②省エネ量：1kl以上,③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上 新設）普及型設備や従来枠の指定設備と比してさらにエネルギー消費効率の高い、トップ性能設備を導入する事業であること。（Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 更新）①省エネ率：10%以上,②省エネ量：1kl以上,③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上 改造）①省エネ率+非化石転換率：10%以上,②省エネ量+非化石使用量：1kl以上,③経費当たり省エネ量＋非化石使用量：1kl/千万円以上　新設）水素燃料を活用可能な設備を新設する事業であること。 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：原油換算量ベースで2%改善を目安とする。 ○詳細は公募要領でご確認ください。	(Ⅲ)設備単位型：1億円 (Ⅲ)GX設備単位型：3億円 (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型：3億円 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：1億円	(Ⅲ)設備単位型：1/3以内 (Ⅲ)GX設備単位型： ・メーカ強化枠：1/3以内 ・トップ性能枠：1/2以内(設備更新)または 1/5以内(設備新設) (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型： ・設備更新：1/2以内 ・設備改造：1/2以内 ・設備新設：1/5以内 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内	地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減するためには、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。 加えて、直近の中東情勢により、原油市場が影響を受けて価格が高騰し始めており、エネルギー使用量を削減する省エネ型設備の導入は、一層重要性が増している。 本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いユーティリティ設備・生産設備等への更新および新設、それと併せて計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。 また、補助対象となる設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等）にコミットするメーカーが製造する設備については、GX経済移行債を原資とした予算（GX予算）にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。	中小企業者等、大企業、その他（みなし大企業等）	複数年度事業：交付決定日～最終年度の1月末（最長2028年1月31日）	https://sii.or.jp/setsubi07r/	○問合せ先：一般社団法人）環境共創イニシアチブ（SII） ○各機械メーカが自社の工作機械を本補助金の補助対象設備にするためには、「(Ⅲ)設備単位型」として事前に申請して登録しておく必要があります。未登録の場合は早
NEW	5	中小企業省力化投資補助金 （一般型） 第9回	全国	全国	（空白）	2026年11月04日	2026年12月下旬	（空白）	※申請開始日は2026年12月上旬（予定）	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」＋1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※ 最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件　① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。　② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③ 3~5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。　④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○特例措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例 ○詳細は公募要領を参照ください。	従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6~20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21~50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51~100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例 （補助率を2/3に引上げ （小規模 再生事業者等は除く。））	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。 ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。 事業概要） 生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から14か月以内（採択発表日から16か月以内）	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/	○問合せ先：中小企業省力化投資補助金事務局コールセンター（独立行政法人中小企業基盤整備機構） ○申請方法：電子申請システムにより申請（GビズIDプライムアカウントの取得が必要）

NEW Up Date	No	名称	地域_	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	6	令和8年度札幌市先端設備等導入促進補助金	北海道	JP-01:北海道	札幌市	2026年04月01日	2026年12月28日	（空白）	※予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。	○札幌市において、中小企業等経営強化法第52条第1項に定める先端設備等導入計画の認定を受けた者であること。 ○同一の取得設備において、札幌市の他の補助金の交付申請を行っていないか行う予定がないこと。 ○同一の取得設備において、国、道、市その他の団体による他の補助金等の交付申請を行っている又は行う予定の場合、その補助率は5分の4以下であること。	500万円	補助対象経費×20%	エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。 本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けた方が同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。 対象経費） 札幌市が認定した先端設備等導入計画に記載された下記①～⑤の設備等本体の購入代価とし、その金額が1基、1台又は1あたり1,600,000円以上の設備とする。 ①機械装置　②測定工具及び検査工具　③器具備品　④建物附属設備　⑤ソフトウェア	本市の区域内に事業所等を有する中小企業者	交付決定日～2027年2月26日まで	https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/r8sentanhojyokin.html	○問合せ先： 札幌市経済観光局 経営雇用支援部 商業・経営支援課
NEW	7	令和8年度中小企業成長支援補助金 （第2回公募）	中部	JP-20:長野県	（空白）	2026年10月19日	2026年11月20日	（空白）	（空白）	○売上高10億円突破支援プロジェクトの支援対象者として認定を受けるためには、次の両方を満たす必要があります。 （1）県内中小企業であって、直近3期の平均売上高が億円以上10億円未満である者。ただし、直近期の売上高が10億円以上である者を除く。 （2）成長志向企業宣言を県へ行い、認定を受けた者。 ○国の「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の対象となりうる事業は支援対象外 ○中小企業成長支援補助金（第１回）に採択された事業者は対象外	2,000万円	1/2以内 （小規模事業者は2/3以内）	県では今年度から、将来の売上高10億円突破を目指す県内中小企業を支援する「売上高10億円突破支援プロジェクト」を実施しています。本プロジェクトに参画し、売上拡大を加速するために設備投資を行う事業者への補助金「中小企業成長支援補助金」を追加募集します。 対象事業） 将来の売上高10 億円突破を目指し、補助対象者が取り組む生産拡大、研究・商品開発、高付加価値化、新事業進出等を加速的に進めるために必要となる設備投資等 ※詳細は公募要領等を参照ください。	○売上高10億円突破支援プロジェクトの支援対象者として認定を受けた者	交付決定日から2027年3月31日まで	https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/happyou/20261019seichouhojyokin.html	○問合せ先： 長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
NEW	8	阿賀野市企業競争力強化支援事業補助金	中部	JP-15:新潟県	阿賀野市	2026年10月05日	2027年02月26日	（空白）	※予算上限に達し次第、受付を締め切ります。	○阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金を活用していないこと。 ○阿賀野市商工会又は金融機関の経営指導を受けていること。 ○下記の要件に該当すること。 【売上等減少要件】 2026年2月以降の任意の1か月の売上高、粗利、営業利益のいずれかが前年同月と比較して5%以上減少していること。	100万円 ただし、小規模事業者の場合、上限50万円	1/2以内または2/3以内（※） ただし、小規模事業者の場合、2/3以内または3/4以内（※） ※3.0%以上の賃上げ方針を表明した場合	市内地域経済の発展、地域住民の雇用維持・賃金上昇を目的とし、中東情勢や物価高騰等の影響を強く受ける市内中小企業のうち、経営課題の解決に取り組む事業者を対象に、その取り組みにかかる経費の一部を補助します 対象事業） 中東情勢や物価高騰など、産業構造や経済社会活動の変化に対応するために行う次の取り組みを対象とします。 ①新市場進出や事業再構築を図る取組 （材料等の調達先の多様化、新商品・サービスの開発、既存ビジネスモデルの転換、新規事業の創出） ②省人化・省力化等の生産性向上を図る取組 （手作業による業務を機械・システムで代替する　等） ③デジタル技術の活用やDX化を図る取組 （オンライン化、ECサイトの開設、管理システムアプリの導入、ドローンの活用　等）	市内に本社または事業所を有する中小企業または個人事業主	交付決定日から2027年2月26日まで	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/shokokankoka/sangyoshinko/3/16572.html	○問合せ先：阿賀野市商工観光課 商工振興係
NEW	9	2027年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金	中部	JP-23:愛知県	（空白）	2026年12月01日	2027年01月08日	（空白）	※エントリー期間 ※申請受付期間：2026年12月1日(火)～2027年1月15日(金)17時	○新事業展開であっても、以下の事業は対象外になります。 ・単なる従来製品の素材及びデザインの変更であるもの ・単なる機械・器具等の購入のためのもの ・試作・開発の場合は、当該試作・開発の全部又は大部分を他に委託するもの ・販売実績のある製品の販路拡大等を図るもの ・農林水産物の新品種の開発（新製品開発の原材料となる農林水産物の品種改良等も含む） ・飲食店等のメニュー開発 ・創業のために行うもの ○同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。 ○国又は県の他の補助金を活用する事業がある場合は、同一の事業内容で本助成金を申請することはできません。	300万円 中小企業者団体等（※）の場合：600万円 （※中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人）	1/2以内 ※原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した企業者の場合：2/3以内	地域資源を活用した中小企業者等の皆様が行う新事業展開（新製品・新商品の開発や販路拡大、これらにつながる人材育成）に必要な費用を助成いたします。なお、「地場産業枠」については、主要地場産業分野（※）で、「農商工連携枠」については、農林水産物を活用してあいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う事業が対象となります。 対象事業） 地域資源活用した中小企業者等が行う新事業展開のために行う以下の事業が助成 対象になります。 1）新商品（製品）開発 2）販路拡大(新製品等の販路開拓) 3）人材育成（新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの） ※主要地場産業とは「愛知県地場産業創出・育成ビジョン（平成9年3月策定）」において定義した4業種の地場産業［食料品（飲料・飼料を含む）、繊維工業、家具・装備品、窯業・土石製品］及び経済産業大臣が指定する県内の伝統的工芸品産業15業種。	○県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者団体、一般社団法人、一般財団法人 ○上記の中小企業者が複数で構成する中小企業者グループ	交付決定日～原則、2028年2月29日まで	https://www.aibsc.jp/support/1182/	○問合せ先：（公財）あいち産業振興機構 新事業支援部　創業・新事業育成グループ ○募集期間欄にはエントリー期間を記載しています。申請前に必ずエントリーを行ってください。
NEW	10	石川県被災事業者再建支援補助金（令和8年8月27日からの大雨）	中部	JP-17:石川県	（空白）	2026年10月08日	2026年11月20日	（空白）	（空白）	○被災したことの証明（市町が発行する被災証明等）が必要。（発行日は大雨が発災した令和8年8月27日以降の日付） ○補助事業完了日までに、事業継続計画（BCP）の策定が必要 ○同一内容の事業について、国・市等が助成する他の制度と同一または類似内容の事業でないこと。 ○対象経費：被災した施設・設備等の復旧に係る経費 施設の復旧） ・施設の修繕費用が対象です（建替に要する費用は対象外）。 ・補助対象となる施設は、原則、登記または資産計上されているものに限ります。 設備・車両の復旧） ・修理が原則ですが、設備等が修理不能の場合は、入替(購入)が可能です。 ・元のものよりも、高機能・高性能の設備等への入替も可能です。 ただし、元に戻すために必要な経費(修理費または同等機能の設備等への入替費)が補助上限となり、それを超える分は自己負担となります。 ・補助対象となる設備等は、原則、資産計上されているものに限ります。	200万円または300万円（※） ※令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨又は令和7年8月大雨の被災事業者 （過去の各災害に関する市町が発行する被災証明・罹災証明・被災届出証明等の提出が必要）	中小企業：1/2以内 小規模事業者：2/3以内	令和8年8月27日からの大雨による災害により被災した小規模事業者及び中小企業等の事業再開及び事業継続に向け、災害のため損壊もしくは滅失または継続して使用することが困難になった事業用の施設・設備等の復旧に対し、必要な経費の一部を補助するものです。 対象事業） 「計画」に基づいて実施する施設・設備の復旧のための取組であること ※本事業は、中小企業者・小規模事業者等による事業再開及び事業継続のための被災施設・設備等の復旧費、設備及び車両の修理費・購入費等） 被災施設・設備等の復旧は関係のない費用に対する補助ではありません。	令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	交付決定日～2027年1月20日まで	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/r8ooamehojyo.html	○問合せ先：石川県商工労働部 経営支援課 ○提出先：最寄りの商工会もしくは商工会議所
NEW	11	富山県被災事業者事業継続支援補助金	中部	JP-16:富山県	（空白）	2026年10月08日	2026年12月04日	（空白）	※募集予定） 第1回：2026年10月8日(木)～2026年10月29日(木) 第2回：2026年11月16日(月)～2026年12月4日(金)	○被災したことの証明（市町村が発行する被災証明等）が必要です。 ○補助事業完了日までに、事業継続計画（BCP）の策定が必要です。	1,500万円	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3	令和8年8月27日からの大雨による災害（以下「令和8年8月大雨」という。）により被災した中小企業・小規模企業者等の事業再開及び事業継続に向け、災害のため損壊もしくは滅失または継続して使用することが困難になった事業用の施設・設備等の復旧に対し、必要な経費の一部を補助するものです。 対象経費） 被災した施設・設備等の復旧に係る経費 （施設の復旧費、設備及び車両の修理費・購入費等）	令和8年8月27日からの大雨で被害を受けた富山県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	2026年8月27日～2027年1月29日	https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/20260827hisaijigyosha_jigyokeizoku.html	○問合せ先：富山県商工労働部経営支援課
update	12	デジタル化・AI導入補助金2026＜通常枠＞	全国	全国	（空白）	2026年03月30日	2027年01月07日	（空白）	※17時 ※公募期間内の公募締切 1次公募：2026年5月12日(火)17時 2次公募：2026年6月15日(月)17時 3次公募：2026年7月21日(火)17時 4次公募：2026年8月25日(火)17時 5次公募：2026年9月29日(火)17時 6次公募：2026年10月30日(金)17時 7次公募：2026年12月1日(火)17時 8次公募：2027年1月7日(木)17時	○ITツールの要件 申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ○交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、宣言内容の確認に際し事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。なお、第2回公募以降においては、2026年4月より運用開始のSECURITY ACTION管理システムにおいて、「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている場合、申請可能とする。○国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構中小機構、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として含んでいないこと。 ○補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ①1年後に労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年後に4パーセント以上向上させること。　②事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率を3パーセント以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率を4パーセント以上とすること。 ③労働生産性の向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ○IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報（営業利益、人件費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）等）を事務局に報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領を参照ください。	1プロセス以上：150万円未満 4プロセス以上：450万円以下	1／2以内 ※令和6年10月から令和7年9月までの間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合の補助率は、2/3以内	本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。 デジタル化・AI導入補助金事業のスキーム） IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業体となり、デジタル化・AI導入補助金事務局に対して各種申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に遂行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録申請を行い、事務局にてその適格性が審査され た結果、採択された者をいう。 ※ITツールとは ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上に資するソフトウェア（AIを含む）・オプション・役務・ハードウェアの総称を指す。	中小企業者・小規模事業者等	交付決定後～ 1次公募：2026年12月25日 2次公募：2027年1月29日 3次公募：2027年2月26日 4次公募：2027年3月31日 5次公募：2027年4月30日 6次公募：2027年5月31日 7次公募：2027年7	https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/normal/	○問合せ先：中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局
update	13	中小企業成長加速化補助金 （3次公募）	全国	全国	（空白）	2026年09月29日	2026年11月12日	（空白）	※15時締切	○補助事情の要件 ①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後５年程度の事業計画の策定　（賃上げ実施期間は補助事業終了後３年間） ○賃上げ要件 ・補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「従業員（非常勤含む）１人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度から３事業年度目の事業年度（最終年度）の「従業員の１人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、全国における直近５年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）（「基準率」）以上であることが必要です。 ・具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。 ※当該「従業員の１人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、基準率以上であることを満たした上で、「従業員の給与支給総額」か「従業員の１人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。申請後の変更は出来ません。○補助金返還となる場合①交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合②基準年度の「従業員の１人当たり給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の１人当たり給与支給総額」を下回っている場合 ※「従業員の給与支給総額」を目標に掲げた場合、基準年度の「従業員の給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の給与支給総額」を下回っている場合も同様 ③応募申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還） ④「従業員の給与支給総額」を目標として掲げた場合に、基準年度と比較した最終年度の「従業員の１人当たり給与支給総額」が、全国における直近５年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合（未達成率に応じて返還）※「従業員の給与支給総額」の目標も達成できなかった場合、未達成率の大きな指標に応じて返還。ただし、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。補助金返還となった場合も事業者名は公表しない	5億円	1/2	日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに30年ぶりの高水準にあり、変化の兆しが現れる中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好循環を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域にインパクトのある成長企業を創出していくことが重要です。 特に売上高が100億円に及ぶ企業は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトも大きいものとなります。中小企業成長加速化補助金は、こうした観点から将来の売上高100億円を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的とします。	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。	交付決定日から24か月以内	https://growth-100-oku.smrj.go.jp/	○問合せ先：中小企業成長加速化補助金 事務局

NEW Up Date	No	名称	地域_	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
update	14	地域未来投資促進法に基づく税制支援措置「地域未来投資促進税制」	全国	全国	(空白)	2025年04月01日	2028年03月31日	(空白)	(空白)	○STEP1:都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認 地域経済牽引事業計画の承認を受けるためには、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合する地域経済牽引事業計画を策定する必要があります。 ＜地域経済牽引事業の要件＞ ①地域の特性の活用、　②高い付加価値の創出、　③地域の事業者に対する経済的効果 ○STEP2:国（主務大臣）による課税特例の確認 ＜課税特例の要件＞ ①先進性を有すること ②労働生産性の伸び率が5％以上（中小企業者は4％）又は投資収益率が５％以上 ③設備投資額が1億円以上 ④設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること ⑤対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率５％ ＜上乗せ類型＞⑦労働生産性の伸び率5%以上、かつ投資収益率5%以上であること ⑧＜上乗せ類型A①＞（2019年4月1日以降に承認を受けた事業が対象）　直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、かつ承認地域経済牽引事業で1億円以上の付加価値額を創出すること⑨＜上乗せ類型A②＞（2023年4月1日以降に承認を受けた事業が対象）　直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上かつ、３億円以上の付加価値額を創出すること⑩＜上乗せ類型B＞（2024年9月2日以降に承認を受けた事業が対象） 中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けており、かつ、設備投資額10億円以上であること⑪＜上乗せ類型A③＞（2025年4月1日以降に承認を受けた事業が対象） 地域経済の成長、発展に特に資する業務に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上かつ、承認地域経済牽引事業で1億円以上の付加価値額を創出すること	対象資産の特別償却：最大50％又は税額控除：最大6％	○機械装置・器具備品 特別償却35% 又は 税額控除4% ○機械装置・器具備品（上乗せ要件を満たす場合） 特別償却50% 又は 税額控除5% 又は6%（※中堅企業枠） ○建物・附属設備・構築物 特別償却20% 又は 税額控除2%	地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。 本税制措置を受けるためには、 ・都道府県による地域経済牽引事業計画の承認（STEP1）の上、 ・国（主務大臣）による課税特例の確認（STEP2）に加えて、 ・租税特別措置法等の規定に適合 する必要があります。	青色申告法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者	(空白)	https://www.meti.go.jp/policy/smei_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html	(空白)
update	15	令和8年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業（GX地域共創補助金2026）（2次公募）	全国	全国	(空白)	2026年11月09日	2026年12月14日	(空白)	※正午締切	○類型A：製造設備投資の要件 以下の事業要件、電力要件、立地要件等をすべて満たす必要があります。詳細は公募要領を参照ください。 1)主な事業要件 ①生産品または製造・生産プロセスに技術革新性・事業革新性があること ②生産プロセスの中核設備への投資を含むこと、等 2)主な電力要件 ①間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その全量を脱炭素電力とし、新規に調達すること。 ②間接補助事業の事業実施場所において通年で使用する電力について、その50%超過分を同一都道府県（電源立地都道府県）から調達すること 3)主な立地要件 設備投資を行う事業実施場所が、電源立地都道府県または、企業版ふるさと納税等による地域貢献、等 ○支援強度 以下の企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類により5段階に区分して適用し、各区分により補助率、補助金額の上限が異なります。詳細は公募要領を参照ください。 a)企業の立地場所 需要電力の50%を超える分を調達する都道府県に事業実施場所があるか、または、遠隔地に立地し企業版ふるさと納税等で貢献するか。 b)電源との紐づき 自家発電・PPAのみで同一都道府県から50%以上調達するか、または、脱炭素電力メニューを含めて調達するか c)電源の種類 新設・再稼働電源のみで50%以上調達するか、または、既設電源も含めて調達するか	50億円～250億円 ※企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類により5段階に区分します。各区分の上限額は公募要領を参照ください。	大企業：最大1/3 中堅・中小企業等：最大1/2 ※企業の立地場所、電源との紐づき、電源の種類により5段階に区分します。各区分の補助率は公募要領を参照ください。	我が国はGX2040ビジョンに示したGX産業立地政策の方向性に基づき、産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設した。 本事業はGX戦略地域制度の1類型であり、グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大し、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題となっているなか、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際の設備投資支援を行うことにより、脱炭素電力の安定供給及び供給増並びに国内GX関連投資拡大を同時に実現することを目的とする。 本補助金は、脱炭素電源の立地地域に新設する事業所において、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う際の設備投資等に対する支援を行う補助事業です。また、脱炭素電源の立地地域に新設しない事業所であっても、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献し、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う企業の設備投資等に対する支援を一定程度行います。 対象事業）本事業の目的に合致する脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資をする事業であって、活用電源の立地地域に貢献する事業者が実施する以下の2類型に該当する事業を支援の対象と致します。 類型A：製造設備投資型　類型B：データセンター設備投資型 ※本項目は該当する類型型Aについて記載します。	大企業、中堅企業、中小企業等	交付決定日～2030年9月30日	https://gx-area-hojo.jp/	○問合せ先：GX地域共創補助金事務局
update	16	長崎市省エネ設備等更新支援補助金	九州	JP-42:長崎県	長崎市	2026年04月17日	2026年12月28日	(空白)	※予算がなくなり次第、受付終了	○対象設備 次の①～⑤に掲げるもので、省エネルギー又は高効率効果が既存設備等と比較して10%以上の効果が見込まれるなど、一定のコスト削減が見込まれる機械設備等及び諸経費 ①生産活動等に必要な機械設備 ②小型ボイラー設備 ③自家消費型太陽光発電設備（主に自社消費を目的としたものに限る） ④蓄電池（③と連携したものに限る） ⑤その他省エネルギー又は高効率効果が見込まれるもの ※①、②、⑤については更新のみ、③、④については、新設のみに限る	500万円	2/3	物価高騰の影響など取り巻く環境が厳しい状況が続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小事業者のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネルギー設備更新等の取組みを支援します。 取組みを支援します。 対象事業） 市内事業者の経営基盤の強化や温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に、10%以上の省エネルギー化に寄与する工場内の機械設備等の更新や自社消費を目的とした太陽光発電設備の導入などの取組みに資する事業	市内に本社または工場を有し、3年以上市内で事業を継続している中小事業者	交付決定日～2027年2月28日	https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76423.html	○問合せ先：長崎市経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係